

## 1 社随意契約する理由

業 務 名	集排低委第1号 農業集落排水処理施設低コスト型機能診断及び最適整備構 想策定業務委託
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による (目的・性格)</p> <p>本業務は、今後の農業集落排水処理施設将来計画について、昨年度、施設機能診断を実施した上海府地区ほか3地区の最適整備構想の策定及び相川・三面地区の施設機能診断・最適整備構想を策定するものです。</p> <p>契約相手方である新潟県土地改良事業団体連合会は、当市の農業集落排水事業に計画時より携わっているため、業務に必要なデータ等の保持や現地の状況把握などこれまでの経験と実績があり、また、新潟県内においても同様の業務を受託するなど、農業集落排水施設の改築更新事業に関連する業務を一体的かつ効率的に実施できることから随意契約を行うものであります。</p>
随意契約の相手方	<p>新潟市中央区長潟138番地 新潟県土地改良事業団体連合会 会長 三富 圭一</p>